

役員等の旅費に関する規定

- 第1条 この規定は、社会福祉法人麦の芽福祉会の常勤役員、非常勤役員等が業務のために出張する場合の旅費について定める。
- 2、非常勤役員等とは、「非常勤役員等の会議出席手当支給規則」第2条に定める者をいう。
- 第2条 旅費は交通費、宿泊費、日当、旅費雑費とし、その額は別表のとおりとする。
- 第3条 出張はあらかじめ指示(命令)された範囲において行うものとする。
- 第4条 出張日程が不確定な出張命令については、旅費を概算払いし出張後精算することができる。
- 第5条 会議、研修などに参加する出張で、主催者が宿泊その他の費用を定めた時はその額を支給する。
- 第6条 旅費計算上の出張日数は出張のために要した日数とする。
- 第7条 宿泊を要する出張の場合で、出発時刻が午後5時以後又は帰着時刻が午前9時以前となった場合は、日当は定額の2分の1とする。
- 第8条 離島を除く県内の宿泊を要しない出張の場合は、日当は支給しない。
- 第9条 交通費の支給対象は鉄道、船、航空、バス等の各種料金の実費とする。
- 2 交通費は、最も合理的な順路、および方法によって算出する。但し、業務の都合、天災など特別な事由がある場合にはこの限りではない。
- 3 自家用車を利用するときは、「私有車借上げ規定」により支給する。
- 第10条 宿泊費は、最も合理的な方法により算出するものとし、別表を上限額として実費を支給する。
- 第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。
- 第12条 この規定を改正する必要がある場合には、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規定は「役員及び評議員の旅費・報酬等に関する規定」を廃止し、2017年4月1日より実施する。

<別表>

出張旅費	宿泊費	日 当	旅費雑費
実 費	実 費	3,000 円	実 費